

(別紙)

水道料金調査集計表(上水道事業1/2)

令和6年(2024年)4月1日現在

事業者区分	基本水量(m3)	基本料金(円)	超過料金		メーター使用料(円)	水道使用料金(1ヶ月当り)			施行年月日	料金体系	備考
			区分(m3)	料金(円)		10m3の場合(円)	15m3の場合(円)	20m3の場合(円)			
大津市	0	1,111.00	0~10	5.50	-	1,166	1,969	2,772	R1.10.1	口径別	
			11~30	160.60							
			31~50	185.90							
			51~100	210.10							
			101~200	235.40							
			201~	260.70							
彦根市	10	1,100	11~30	143	-	1,100	1,815	2,530	H11.1.1	口径別	2ヶ月徴収
			31~100	176							
			101~	198							
近江八幡市	20	2,662	21~60	171.60	-	1,331	2,189	3,047	R1.10.1	口径別	2ヶ月徴収
			61~100	187.00							
			101~200	202.40							
			201~400	220.00							
			401~1000	234.30							
			1001~	253.00							
草津市	20	1,881	21~40	118.80	118	999	1,593	2,187	H15.12.1	用途別	2ヶ月徴収
			41~70	148.50							
			71~200	217.80							
			201~6000	267.30							
			6,001以上	217.80							
守山市	0	576.4	1~20	95.7	-	1,245	1,840	2,440	R03.04.01	口径別	2ヶ月徴収
			21~50	119.9							
			51~200	165.0							
			201~500	196.9							
			501~3000	240.9							
			3001~	253.0							
栗東市	20	2,504	21~40	157.3	-	1,251	2,038	2,824	R6.2.1	口径別	2ヶ月徴収
			41~60	163.9							
			61~100	177.1							
			101~200	189.2							
			201~600	202.4							
			601~1000	214.5							
1001~	221.1										
甲賀市	10	1,419	11~20	187.0	-	1,419	2,354	3,289	R1.10.1	口径別	2ヶ月徴収
			21~30	209.0							
			31~60	236.5							
			61~110	258.5							
			111~	280.5							
野洲市	0	924	0~20	75.9	-	1,221	1,848	2,541	H29.4.1	従量制	2ヶ月徴収
			21~30	125.4							
			31~70	138.6							
			71~150	150.7							
			151~200	163.9							
			201~300	182.6							
			301~	207.9							
湖南市		1,980	1~10	69.3	-	1,914	2,502	3,091	H26.4.1	口径別	2ヶ月徴収
			11~20	115.5							
			21~40	117.7							
			41~100	178.2							
			101~200	220.0							
			201~	262.9							

(注)・令和6年4月1日現在における家庭用料金(口径別料金体系の場合は13mm)について記入。

・料金は税込金額を記入。

・基本水量、基本料金、超過料金、メーター使用料欄については、条例で定められている金額等を記入。

(条例で定められている金額が税抜金額の場合、税込金額に直して記入。)

・施行年月日は、料金に係る最新の条例改正日を記入。

・水道使用料金(1ヶ月当り)欄については、使用水量が10m3、15m3、20m3の場合毎の料金を記入。

なお、2ヶ月料金等の場合は、1ヶ月当り料金に換算して記入し、備考欄に「2か月徴収」と記入。

(別紙)

水道料金調査集計表(上水道事業2/2)

令和6年(2024年)4月1日現在

事業者区分	基本水量(m3)	基本料金(円)	超過料金		メーター使用料(円)	水道使用料金(1ヶ月当り)			施行年月日	料金体系	備考	
			区分(m3)	料金(円)		10m3の場合(円)	15m3の場合(円)	20m3の場合(円)				
高島市	10	1,540	11~100	121	-	1,375	1,980	2,585	R5.4.1	口径別	2ヶ月徴収	
			101~200	154								
			201~500	176								
			501~	198								
東近江市	10	1,727	11~	172.7	-	1,720	2,590	3,450	H30.4.1	口径別		
米原市		660	1~10	136.4	-	2,024	2,772	3,520	R6.4.1	口径別		
			11~30	149.6								
			31~60	187.0								
			61~150	199.1								
			151~250	223.3								
251~	236.5											
日野町	5	1,375	6~10	110	-	1,920	2,910	3,900	R6.4.1	口径別	2ヶ月徴収	
			11~	198								
竜王町	20	3,190	21~50	154	-	3,190	3,190	3,190	R4.4.1	口径別		
			51~100	165								
			101~200	187								
			201~500	198								
			501~	209								
豊郷町	10	1,540	11~30	143	-	1,540	2,255	2,970	H29.4.1	口径別		
			31~100	165								
			101~	187								
甲良町	10	1,650	11~	165	-	1,650	2,470	3,300	H11.7.1	口径別		
多賀町		440	0~10	132	-	1,760	2,585	3,410	H29.4.1	口径別		
			11~30	165								
			31~50	176								
			51~1000	198								
			1001~	187								
長浜水道企業団	長浜 虎姫 近江	10	1,257	11~20	157	-	1,257	2,042	2,827	R1.10.1	用途別	
				21~40	180							
				41~	193							
	びわ 浅井	10	1,257	11~20	157	-	1,257	2,042	2,827	R1.10.1	口径別	
				21~40	180							
				41~100	188							
	高月	15	1,650	16~	110	55	1,705	1,705	2,255	R1.10.1	口径別	
	木之本	10	1,782	11~20	126.5	88	1,870	2,500	3,130	R1.10.1	口径別	
				21~50	152.9							
				51~70	229.9							
				71~90	282.7							
				91~	227.7							
愛知郡広域 行政組合	10	1,620.3	11~50	125.4	-	1,620	2,240	2,870	R6.4.1	口径別		
			51~200	136.4								
			201~	149.6								

(注)・令和6年4月1日現在における家庭用料金(口径別料金体系の場合は13mm)について記入。

- ・料金は税込金額を記入。
- ・基本水量、基本料金、超過料金、メーター使用料欄については、条例で定められている金額等を記入。(条例で定められている金額が税抜金額の場合、税込金額に直して記入。)
- ・施行年月日は、料金に係る最新の条例改正日を記入。
- ・水道使用料金(1ヶ月当り)欄については、使用水量が10m3、15m3、20m3の場合毎の料金を記入。  
なお、2ヶ月料金等の場合は、1ヶ月当り料金に換算して記入し、備考欄に「2か月徴収」と記入。

(別紙)

水道料金調査集計表(簡易水道事業1/1)

令和6年(2024年)4月1日現在

事業者	区分	基本 水量 (m3)	基本料金 (円)	超過料金		メーター 使用料 (円)	水道使用料金(1ヶ月当り)			施行年月日	料金体系	備考
				区分 (m3)	料金 (円)		10m3の場合 (円)	15m3の場合 (円)	20m3の場合 (円)			
米原市	甲津原 伊吹北部	0	440	0~30	121	66	1,716	2,321	2,926	R1.10.1	口径別	
				31~	165							
長浜水道企業団	湖北 木之本 西浅井 余呉	10	1,257	11~20	157	-	1,257	2,042	2,827	R1.10.1	口径別	
				21~40	180							
				41~100	188							
				101~	193							

(注)・令和6年4月1日現在における家庭用料金(口径別料金体系の場合は13mm)について記入。

・料金は税込金額を記入。

・基本水量、基本料金、超過料金、メーター使用料欄については、条例で定められている金額等を記入。

(条例で定められている金額が税抜金額の場合、税込金額に直して記入。)

・施行年月日は、料金に係る最新の条例改正日を記入。

・水道使用料金(1ヶ月当り)欄については、使用水量が10m3、15m3、20m3の場合毎の料金を記入。

なお、2ヶ月料金等の場合は、1ヶ月当り料金に換算して記入し、備考欄に「2か月徴収」と記入。